

フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの一部改訂に係る上場制度の見直しについて  
(市場区分の再編に係る第三次制度改正事項)

2021年4月7日  
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

金融庁及び当取引所が事務局を務める「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(以下、「フォローアップ会議」といいます。)において、コーポレートガバナンス・コード(以下、「コード」といいます。)の改訂が提言(※)されたことを踏まえ、所要の上場制度の見直しを行うこととします。

あわせて、当取引所が、2022年4月4日に実施を予定している新たな市場区分への移行後における上場関係料金についても、その取扱いを定めるものとします。

※ 別添の「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」(参考1)をご参照ください。

II. 概要

項目	内容	備考
1. コードの改訂 (1) コードの改訂	・フォローアップ会議の提言を踏まえ、有価証券上場規程の別添「コーポレートガバナンス・コード」を別紙のとおり改訂するものとします。	・上場会社は、引き続き、改訂後のコードの趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとします。 ・上場会社(当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。)は、コードの改訂によってコーポレート・ガバナンスに関する報告書(以下、「CG報告書」といいます。)の内

(2) 新たな市場区分におけるコンプライ・オア・エクスプレイン

- ・ 2022年4月4日以降、上場内国株券の発行者は、次に掲げる区分に従って、「コードの各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由をCG報告書において説明する」ものとします。
  - a. スタンダード市場及びプライム市場の上場会社  
基本原則・原則・補充原則
  - b. グロース市場の上場会社  
基本原則

2. 新市場区分における  
上場に関する料金

(1) 上場審査料

- ・ 市場区分に応じて次の表に定める金額を課金することとします。

市場区分	料金

容に変更が生じたときは、準備ができ次第速やかに、遅くとも本年12月末日までに変更後のCG報告書を提出するものとします。

- ・ 本則市場の上場内国株券の発行者及び2020年11月1日以後に新規上場申請を行い、承認を受けたJASDAQの上場内国株券の発行者は、原則として、コードの改訂によってCG報告書の内容に変更が生ずるため、変更後のCG報告書の提出が必要となります。

- ・ 上場内国株券の発行者のうち、新市場区分の選択申請においてスタンダード市場又はプライム市場を選択したマザーズの上場会社及びJASDAQの上場会社（2020年11月1日以後に新規上場申請を行い、承認を受けた者を除く。）は、上記（1）備考に記載するCG報告書の提出にあたり、基本原則・原則・補充原則の全部について実施するか、実施しない場合にはその理由をCG報告書において説明しなければならないものとします。

- ・ 市場区分の変更審査に係る料金も同額とします。

スタンダード市場	300万円
プライム市場	400万円
グロース市場	200万円

(2) 新規上場料

- 市場区分に応じて次の表に定める金額を課金することとします。

市場区分	料金
スタンダード市場	800万円
プライム市場	1,500万円
グロース市場	100万円

(3) 新規上場に係る公募又は売出しに係る料金

- 新規上場に係る株券等の公募又は売出しが行われる場合に、公募総額の万分の9に相当する金額、売出総額の万分の1に相当する金額をそれぞれ課金することとします。

(4) その他の手数料

- 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、年間上場料、TDnet利用料、新株券等の発行等又は上場に係る料金、合併等に係る料金及び上場契約違約金の金額及び取扱いについては、新たな市場区分ごとに、それぞれ以下に掲げるとおりとします。
  - スタンダード市場  
現在、市場第二部に適用しているものと同額とします。
  - プライム市場  
現在、市場第一部に適用しているものと同額とします。
  - グロース市場  
現在、マザーズに適用しているものと同額とします。

- 市場区分の変更に係る料金は、変更後の市場区分に掲げる金額から、変更前の市場区分への新規上場時に支払い済みの新規上場料を控除した額とします。

- グロース市場については、新規上場に係る公募又は売出しに係る料金及び新規上場料の合計額の上限を2,000万円とします。

- グロース市場の上場会社(2022年4月3日時点におけるマザーズの上場会社であって新市場区分の選択申請においてグロース市場を選択した者を含む。)については、上場から3年を経過するまでの間、年間上場料を半額とする取扱いを設けるものとします。
- 2022年4月3日時点におけるJASDAQスタンダードの上場会社であって新市場区分の選択申請においてスタンダード市場を選択した者及びJASDAQグロースの上場会社であって新市場区分の選択申請においてグ

<p>3. その他</p>	<p>・その他所要の改正を行います。</p>	<p>ロース市場を選択した者については、当分の間、現在、JASDAQに適用している年間上場料、新株券等の発行等又は上場に係る料金及び合併等に係る料金の金額及び取扱いを適用します。</p>
---------------	------------------------	---

### Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 1.（1）に関しては、2021年6月を目途に実施します。ただし、コードの各原則に規定された内容のうち、プライム市場の上場会社のみを対象とするものについては、2022年4月4日から適用します。
- ・ 1.（2）及び2.に関しては、2022年4月4日から実施します。

※ 参考資料として、フォローアップ会議より提言された「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」（参考1）及び、それを受け、金融庁が取りまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」（参考2）を本制度要綱に添付しております。

以 上